

高石市教育委員会定例会会議録

(令和7年6月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開	会	令和7年6月4日	午後3時00分
閉	会	令和7年6月4日	午後3時28分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 員 員 員 員 員	山 本 圭 作 佐 野 慶 子 西 村 陽 子 吉 村 文 一 西 村 朋 恵
事務局職員	参 与 併 教 育 部 理 事 教 育 部 長 教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長 教 育 部 次 長 教 育 部 次 長 教 育 部 こ ど も 未 来 室 長 教 育 総 務 課 長 学 校 教 育 課 長 教 育 総 務 課 長 代 理 社 会 教 育 課 参 事 兼 課 長 代 理 学 校 教 育 課 参 事 兼 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 学 校 教 育 課 長 代 理 こ ど も 家 庭 課 長 子 育 て 支 援 課 長	山 本 富 之 石 坂 秀 樹 沼 守 政 光 石 栗 雅 彦 山 崎 陽 子 家 村 美 雪 吉 村 智 博 菅 原 庸 晴 水 谷 亘 船 富 学 黒 井 将 典 山 川 喜 三 乾 直 史 米 山 秀 公

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第1号 高石市教育委員会における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価委員の委嘱について

教育総務課長	議案第1号「高石市教育委員会における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価委員の委嘱について」説明します。 本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項及び高石市教育委員会における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価委員設置要綱第1条及び第3条第2項の規定に基づき、2ページの候補者名簿のとおり委嘱するものです。 なお、委嘱日は、令和7年7月12日、任期については、委嘱日から令和9年3月31日までとなっています。
採決	可決

・議案第 2 号 令和 7 年度高石市学校評議員の委嘱について

学校教育課長	議案第 2 号「令和 7 年度高石市学校評議員の委嘱について」説明します。 学校評議員は、高石市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第 3 条の 4 並びに高石市学校評議員実施要綱において、小学校及び中学校に学校評議員をおき、学校運営の透明性を高めるとともに、学校が保護者、地域住民等の意向を把握し、その信頼に応え、家庭や地域と連携しながら開かれた学校づくりを推進していくことを目的として、校長の推薦により、教育委員会が委嘱を行っています。 この度、5 ページ、6 ページの名簿のとおり各小、中学校長より推薦名簿が提出されていますので、承認をお願いします。 なお、任期については、委嘱された日からその日の属する会計年度の末日で令和 8 年 3 月 31 日までとなっています。
吉村文一委員	各学校により評議員数に差がありますが、出来るだけ多人数で各職種や年齢層もばらけている方がいい議論が出来ると思いますので、その点を評議員を推薦される校長先生方にお伝えしていただけたらと思います。人数の規定は、ありますか。
学校教育課長	高石市学校評議員実施要綱において、評議員の数は、各校 10 人以内となっています。委員ご指摘の点は、地域や学校の状況等に応じた形で、人数やいろいろな役職の方になっていただけるよう校長にも伝えたいと考えています。
採決	可決

・議案第 3 号 高石市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

次長兼 社会教育課長	議案第 3 号「高石市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」説明します。 本議案は、高石市 P T A 連絡協議会の代表者の交替に伴い、社会教育法第 15 条第 2 項並びに高石市社会教育委員条例第 2 条、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、高石市社会教育委員を 8 ページ記載のとおり解嘱及び委嘱するものです。 なお、任期については、令和 7 年 6 月 5 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっています。
採決	可決

・議案第 4 号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	議案第 4 号「市長からの意見聴取について」説明します。 本議案は、令和 7 年第 2 回高石市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められた件について、高石市教育委員会通則第 2 条第 3 項に基づき、異議ない旨、回答するものです。 議案の内容について、説明します。 まず、11 ページから 18 ページの議案第 1 号「高石市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び高石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の議案内容について、説明します。 これは、令和 7 年 10 月 1 日施行「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充等について、必要な措置を講じる必要があるため、所要の改正を行うものです。 なお、施行期日については、国の施行日と同じく令和 7 年 10 月 1
--------	--

	日としています。 主な内容ですが、部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しない事ができる制度で、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態（第1号部分休業）に加え、1年につき10日を超えない範囲の形態（第2号部分休業）を新たに設けることとし、職員はいずれかの形態を1年単位で選択可能とするものです。 また、非常勤職員の部分休業に係る対象年齢が、現行の「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」に拡大されます。 そして、3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供を行うほか、当該両立支援制度等の利用に係る意向確認を行います。 以上が議案第1号の改正の主な内容となります。 続いて、19ページから31ページの議案第3号「令和7年度高石市一般会計補正予算」について、説明します。 28ページの歳出予算の社会福祉費の羽衣複合施設費において、工事請負費1億8,080万円を計上しています。 これは、羽衣複合施設（パンセ羽衣）の屋上防水改修工事、受変電設備、空調設備及び給水ポンプの更新工事を実施するものです。 なお、財源としては、公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%、地方交付税措置率30%）を活用します。 次に、29ページの教育総務費の事務局費において、委託料1,450万円を計上しています。 これは、本市の小中学校を取り巻く現状や課題等について、調査・分析・整理を行い、子どもたちに質の高い学習機会と望ましい学習環境を提供するための指針として、たかいし学校創生基本構想を策定するためのコンサルティング支援業務委託料です。 次に、30ページにこのコンサルティング支援業務委託料について、令和8年度末までの2ヶ年の債務負担行為を設定しており、令和8年度においては1,870万円を限度額としています。 以上が「市長からの意見聴取について」の内容となります。
西村陽子委員	この改正で育児休業が取りやすくなるのか、また、現状どれくらい取得されているのですか。
教育総務課長	部分休業も拡充されますので、正職員も正職員以外も取りやすくなります。実績については、後日報告します。
佐野慶子委員	29ページの「たかいし学校創生基本構想策定支援業務委託料」の概略を説明して下さい。
石栗教育部次長	本市の市立小中学校を取り巻く現状や課題、児童・生徒数や学級数の将来推計、学校施設の課題等について、調査・分析・整理を行い、本市の子ども達に質の高い学習機会と望ましい学習環境を提供するための指針として基本構想を策定するものです。 この計画の策定は、2カ年にわたっており、令和7年度については、学校を取り巻く現状の的確な把握と課題の明確化を行い、改善の方向を検討を行います。 令和8年度については、具体的な改善策について有識者を含めた検討委員会で議論を行い、将来ビジョンとして基本構想案を作成したいと考えています。
吉村文一委員	業務委託を行うとのことですが、委託先はどういった分野のコンサルタント会社を考えていますか。
石栗教育部次長	公募型のプロポーザル方式を考えており、条件としては、本業務と

	同種または類似の業務について、過去に地方公共団体で契約実績のある企業から選定することとしています。今回の業務については、専門性が高いので、企画力、実績等が重要となります。提案内容や業務実績、業務遂行体制等総合的に評価を行い、最も適した事業者を選定していきたいと考えています。
採決	可決

・報告第1号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、33ページ、34ページ記載の学校教育課2件、社会教育課17件、こども家庭課1件、合計20件の報告をするものです。
山本教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第2号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和7年5月14日から令和7年6月3日までの当委員会関係諸行事について説明。
山本教育長	報告があったものとして処理します。